

退職の強要はできない

Q はっきり解雇とかクビとか言われていませんが、暗に退職を迫られて困っています。辞めると言っていないのに、上司から「いつまで働くの」などといわれています。私としては会社を辞める気はありません。どうしたらいいでしょう。

A 不況下におけるリストラの一環として、中高年労働者を中心に退職を迫られるケースがあります。一般論としては、企業の経営上の理由から人員整理が必要やむを得ないと考えられる状況のもとで、使用者が必要な説得を行い、労働者がそれを理解して退職する場合（合意退職）は、法的に問題ありません。

しかし、労使間で合意退職が成立した場合であっても、もし労働者の意思表示（退職願の提出等）が使用者の脅迫によるものである場合は、これを取り消すことができます。裁判例を見てみますと、懲戒解雇事由が存在しないのに懲戒解雇にあたりと上司から指摘され、やむなく行った退職の申出について、退職者の要素の錯誤であるとして退職を無効としたもの（平11. 5. 26、大阪地裁、ヤマハリビングテック事件）があります。

このほか、多数回、長期間にわたって退職勧奨を行ったことについて「あまりに執拗になされた感ばまぬがれず、退職勧奨として許容される限界を超えている」として、退職勧奨による精神的苦痛に対して損害賠償を命じた判決（昭55. 7. 10、最高裁、下関商業高校事件）もあります。

なお、自分の本心に基づかないで提出した退職届であっても、一旦受理された後は、相手側が本心でないことを知り、またはこれを知り得る事情があった場合を除いては、原則として無効となりません（民法93条）ので、会社を辞める意思がない場合は、上司にはっきりと自分の意志を伝えることが必要です。